

見 積 合 わ せ 心 得

1 見積合わせ

- (1) 見積書に記名押印（社印及び代表者印）のないものは、無効とします。
- (2) 代理人が見積合わせに参加する場合は、見積合わせの執行前に委任状を提出してください。
- (3) 見積合わせ時に**積算内訳書を提出**（単価見積については不要）していただきますので、**社印及び代表者印押印**のうえ必ずこれを持参してください。提出がなされなかった場合又は見積書の金額と一致しない場合には、当該見積合わせ参加人の行った見積合わせは、無効とします。

※積算内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。

- (4) 代理人が見積合わせする場合は、見積書は、代理人が記名押印して見積合わせするものとします。
- (5) 見積書に記載する金額は**円単位**とします（円未満の金額が記載されている場合、円単位までの金額とみなします）。ただし、**単価見積については、厘単位**までとします。
- (6) 決定に当たっては、見積書に記載された金額に、消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積合わせ者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**消費税抜きの金額**を見積書に記載してください。

2 決 定

- (1) 決定は、予定価格以下の最低の価格で見積した者を決定者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって見積した者を決定者とします。
- (2) 決定となるべき同額の者が2人以上あった場合は、抽選により決定者を決定します。（抽選の順番は、ジャンケンにて決定します）

3 見積合わせ執行回数

見積合わせ執行回数は、**2回**とします。開札の結果、決定者がいないときは、見積合わせを中止し、不調とします。

4 契約締結期限

契約締結期限は、決定日から5日以内とします。ただし、工期は契約締結日の翌日からとします。（始期は、土、日、祝日でも可であるが、終期は、土、日、祝日以外の日とする）
なお、議会の議決を必要とする契約は、仮契約を締結して、議決された日に本契約が成立します。したがって、工期は議決された日からとなります。

5 そ の 他

- (1) 見積合わせ当日、見積合わせ通知書を必ず持参して下さい。
- (2) 見積書は、定刻までに提出してください。
- (3) 常に静粛にし、私語は慎んでください。
- (4) 見積書は、明瞭に記載してください。
- (5) 見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 見積合わせ参加人が上記(3)に違反したと認めるとき又は見積合わせ執行者の指示に従わないときは、退場を命じることがあります。